平成２３年（フ）第１６１号
兵庫県姫路市岩端町53番地10
債務者　田辺圭子こと　田邉　圭子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１９３号
兵庫県加古郡播磨町野添238番地の19
債務者　根本　充博
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２２７号
兵庫県姫路市青山南３丁目７番６―206号
県営住宅青山南団地６号棟
債務者　福原由季子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２８号
鳥取県八頭郡八頭町国中552番地
債務者　北村　栄一
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２号
鳥取県米子市吉谷338番地６
債務者　林原　裕子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第６１号
鳥取県米子市冨士見町２丁目154番地　507号
債務者　小野　茂久
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第３５０号
広島市佐伯区三宅３丁目24番３―304号
債務者　近藤　　昭
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４５７号
広島市安佐南区長束西１丁目６番１―102号
債務者　田村奈穂子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５１５号
広島市安佐北区白木町大字三田297番地10
債務者　森永　優美
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５３０号
広島県廿日市市阿品台東３番16―303号
債務者　横灘　裕二
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８８号
愛媛県松山市久万ノ台537番地69
債務者　岡田　英二
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１１９号
愛媛県松山市御幸２丁目９番15号　メイプルハウス御幸501号、住民票上の住所愛媛県新居浜市郷３丁目２番24号
債務者　吉野　伸明
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１４３号
愛媛県松山市土居田町57番地　コーポ永木301号
債務者　石丸　昌樹
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１４９号
愛媛県松山市余戸南４丁目４番11号　ボヌールプラスＢ103号
債務者　髙都　啓太
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１７２号
愛媛県松山市上市２丁目６番９号　サニーストン道後101号
債務者　井門　知子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１８６号
愛媛県伊予郡砥部町宮内1185番地
債務者　藤井　茂樹
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１９３号
愛媛県松山市東野１丁目５番14号　サンビレッジ東野Ｂ―202号
債務者　高橋　　悠
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
松山地方裁判所